

○経済産業省告示第百六十五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣 赤澤 亮正

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一〇三三五 (略)	一〇三三五 (略)
三十六 電流緊急遮断器であつて、次の要件を満たすもの	三十六 電流緊急遮断器であつて、次の要件を満たすもの
イ 火薬(過塩素酸塩を主とする火薬に限る。)の量が〇・一五グラム以下であること。	イ 火薬(過塩素酸塩を主とする火薬に限る。)の量が〇・一一五グラム以下であること。
ロ〃へ (略)	ロ〃へ (略)
三十七〃四十四 (略)	三十七〃四十四 (略)
四十五 着衣型又はヘルメット型エアバッグガス発生器(圧力容器付きのものに限る。)であつて、	(新設)

次の要件を満たすもの

イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）

の量が〇・二八グラム以下であること。

ロ 圧力容器封板開放装置は、電気点火により、

圧力容器の封板を開放する構造であること。

ハ 火薬を再度充填することができず、再使用で

きない構造であること。

ニ 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有

する材質であること。

ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造である

こと。

へ 未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、当該エアバッグガス発生器に附属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる着衣型又はヘルメット型エアバッグに表示し、及び当該エアバッグに附属する取扱説明書に記載する場合は、この限りではない。

附 則

この告示は、令和七年十一月十五日から施行する。